

農村地域工業等導入基本計画

平成9年9月8日

長野県

目 次

はじめに.....	1
1 農業・工業等及び雇用の現状と今後の見通し.....	2
2 農村地域工業等導入の実態.....	4
第1 導入すべき工業等の業種その他農村地域への工業等の導入目標.....	5
第2 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標.....	6
第3 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標.....	7
第4 農村地域への工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整に関する方針.....	7
第5 工場用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備に関する事項.....	8
第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化に関する事項.....	9
第7 農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するため必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他事業に関する事項.....	10
第8 農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項.....	11
第9 その他必要な事項.....	11

(参考資料)

1 農村地域の現状.....	16
2 市町村別地域指定等状況.....	17
3 将来の見通し.....	21

広域的な視点にたって農村地域への工業等の導入を促進し、農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化を図るため、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「法」という。）第3条で規定される農村地域工業等導入基本方針に準拠するとともに、地域振興に係る諸計画との調和に留意し、平成12年度を目途として推進すべき施策の基本に関する事項を定めたものである。

1 農業・工業等及び雇用の現状と今後の見通し

(1) 県経済の動向

わが国の経済が、内需を中心に拡大傾向をたどる中で、本県経済も県民の英知とたゆみない努力により着実に向上してきた。

実質経済成長率を概観すると、全国平均とほぼ同じ率で推移しており、昭和63年以降1人当たり県民所得も全国水準を上回っている。

また、県内総生産額は、平成2年～平成5年の間に、1.06倍に増加した。これを産業別に見ると第1次産業が、0.85倍に減少したものの、第2次産業が1.00倍と横ばいで、第3次産業が1.12倍に増加している。

情報社会の進展、人口の高齢化、サービス経済化等により、今後も産業構造の高度化や就業構造の変化が進むと思われる。

(2) 農業の動向

本県の農業総合生産額は昭和60年に初めて4,000億円の大台を超え、平成3年には、4,293億円と最高となったが、バブル後の景気低迷を受け全体に価格が低迷し、平成7年には3,670億円となった。これは平成2年の4,196億円の0.87倍（名目）となっている。

部門別には、生鮮農産物である野菜、果樹、花き及びきのこの主産地化が進んでいるが、米は水田営農活性化対策の実施により、畜産は飼養頭数・飼養農家数の減少により、養蚕は桑園の園芸作物等への転換と飼養農家の減少によりそれぞれ生産が減少している。

今後の本県農業は、高齢化、輸入自由化等最近の農業を巡る内外の厳しい情勢に対応し、生産性の高い農業構造の確立と優れた担い手の育成を図るとともに、地域農業を効率的に維持していくためのシステムづくりを進め、地域の特性を生かした農業生産の展開による生鮮農産物の総合供給基地として、活力と個性ある産地づくりを引き続き推進する必要がある。

また、農村生活環境の整備や、農業の持つ適切な生産活動を通じた公益的な役割の維持など環境と共生する農業・農村づくりを進めること等により、魅力ある農村の建設を推進する。

(3) 工業等の動向

本県工業は、高度経済成長期以降、電気機械、一般機械、精密機械等を中心に順調に発展してきたが、産業構造が大きく変化する中、工業出荷額は、平成3年をピークに減少してきた。しかし、平成7年には、6兆6,234億円となり平成2年の6兆6,216億円の1.00倍（名目）と同水準となった。

業種別では、電気機械、一般機械、精密機械に輸送用機械を加えた加工組立型機械系4業種のウエイトが高く、全体の65.6%を占めており、全国の部品供給基地としての重要な役割を担うに至っている。

このほか、本県各地には、繊維、木工家具等地域色豊かな伝統工芸品が地場産業として根付いている。

今後の本県工業は、国際競争の激化や情報・通信技術をはじめとした技術革新が進む中、知識集約度と付加価値生産性の高い業種構成を目指し、エレクトロニクス、オプトメカトロニクス産業等の一層の振興を図るとともに、情報通信関連産業、環境関連産業、医療福祉健康関連産業等新分野への展開も図る必要がある。

また、本県の卸売業は、流通経路の短縮化の動き等、流通構造の変化が著しい環境下にあり、平成6年の商店数は6,770店となっている。

今後、卸売業は消費者ニーズの高度化・多様化に応えられる小売店の支援に併せますます進展する交通・情報体系の変化に対応した流通の近代化を図る必要がある。

さらに、道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業は今後の製造業の発展と高速交通体系の整備に伴い、内陸輸送の増加及び中継基地としての需要の高まりに対応していく必要がある。

また、時代の変化、消費者ニーズを的確にとらえた伝統的地場産業の振興も重要な課題である。

(4) 雇用の動向

昭和48年、54年の2次にわたる石油危機とともに伴う不況の影響を受けて雇用情勢が一時的に悪化したが、昭和58年以降は景気回復基調を反映して、主軸の電気機器を中心に需要増に伴う設備投資や増産体制が強化され、比較的堅調な伸びが見られた。その後、昭和60年後半からの急速な円高の進行、貿易摩擦等による景況の停滞感から輸出関連産業など製造業を中心に雇用調整の進行等厳しい情勢となり、県において緊急雇用安定対策を積極的に推進した。

この結果、昭和62年後半からは、これらの対応に加え、円高の定着と内需拡大に伴う景気の回復により雇用情勢は好転した。

その後、平成3年以降景気後退局面に入り、平成5年後半から緩やかに回復したものの、円高等による産業構造の変化等により、厳しい雇用環境となっている。

今後は、国際化の進展、規制緩和等の促進により、これまで以上に産業構造の変化

が見込まれ、雇用需要は知識・サービス生産部門（教育・医療・保健サービス等）、ネットワーク部門（運輸・通信・商業等）を中心に増加基調で推移するものと見られる。

また、本格的な高齢化社会の到来、高学歴化の進展、情報化社会の進展、女性の職場進出及び第3次産業のウェイトの増大による産業構造の変化や技術革新の進展等により、労働力の需給構造、雇用環境にも多様な変化が及ぶものと見られる。

労働力人口は、昭和55年以降増加傾向にあり、平成7年には1,246千人となった。このうち15～44歳層では、平成2年の610千人から平成7年には10千人減少したのに対し、45歳以上の層では、平成2年の585千人から平成7年には62千人増加して、647千人となり、労働力人口に占める中高年齢者の割合が増加している。

産業別の就業者の状況は、第1次産業では、平成2年の167千人から平成7年には147千人に大幅に減少する反面、第2次産業では平成2年の447千人から、平成7年には447千人で横ばいとなり、第3次産業では559千人から608千人と大幅に増加しており、就業構造の変化が進んでいる。

また、女性の就業者は毎年漸増傾向を示しており、平成2年の504千人から平成7年には512千人と伸びており、そのシェアは4割強を占めるまでに至っている。

2 農村地域工業等導入の実態

(1) 農村地域工業等導入実施計画の策定状況

農村地域工業等導入実施計画は、策定対象市町村114市町村のうち32市町村において策定されている。

(2) 工業等導入の状況

農村地域工業等導入地区は58団地あり、そのうち導入済のもの21団地、一部導入のもの33団地で、424企業が操業しており、未操業47社である。

これを面積で見ると工業用地計画面積の71.0%で1社当たり約8,612m²と比較的小規模な立地となっている。

導入企業の業種は、電気機械14.9%、金属製品10.8%、一般機械7.1%、精密機械8.7%、卸売業5.2%、道路貨物運送業3.5%、こん包業0.2%、倉庫業0.2%、その他木材、食料品等となっており、内陸型工業等が主体である。

(3) 操業企業の雇用の状況

雇用従業員は、424企業で19,559人となっており、計画の28,389人に対して68.9%、うち農業従事者は雇用従業員の37%にあたる7,299人で、計画の15,076人に対して48.4%となっている。

第1 導入すべき工業等の業種その他農村地域への工業等の導入目標

(1) 農村地域における土地利用に関する計画等農村整備の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある工業等の導入を図る。

この場合において、農業構造の改善に関する施策との関連に留意するとともに農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの雇用について特に配慮する。

また、工業等導入地区の面積、導入業種及び地域の特性から見て環境保全上特別の配慮を要する場合で必要があるときは、実施計画の策定に先立って環境に与える影響についての調査検討を行い、その結果を踏まえて計画する。

なお、工業等の導入に当たっては自然公園の特別地域、鳥獣保護区の特別保護地区、長野県自然環境保全条例に基づく県自然環境保全地域並びにこれらの地域に影響を及ぼす恐れが大きい地域は避ける。

また、自然公園の普通地域、自然環境保全条例に基づく郷土環境保全地域など前記に準ずる地域についても、工業等導入地区の設定を原則的には避ける。

(2) 農村地域への工業等の立地については、国土利用計画（長野県計画）、長野県土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整を行った結果、実施計画（法第5条第1項又は第2項の実施計画をいう。以下同じ。）に定められた工業等導入地区（法第5条第2項第1号の工業等地区をいう。以下同じ。）において行われるよう誘導する。

この場合において、既存の工業等導入地区であって、いまだ工業等の導入が十分に行われていない地区については、広域的な経済圏の形成と工業等の適正配置の観点に立ち、諸情勢の変化に対応して、当該実施計画の見直しを行いつつ工業等が導入されるよう誘導する。

(3) 農村地域へ導入すべき工業等の業種については、技術革新の進展、経済の高度化・国際化等今後の産業構造の変革の進行方向に配慮しつつ、本県の地域性を十分考慮し、成長性と安定性のあるものを導入する。

この場合において、公害の恐れのない業種又は公害防止設備の完備や省エネ型施設を整備した工業等の導入を図る等環境保全に配慮するとともに、地域内発的に産業を育成するという観点から、地域資源又は地域に賦存する技術等の資産を活用する工業等や農業を支援する機能を有する工業等や外資系企業等の導入及び新商品の開発や新分野への進出を目指す新規事業の導入・育成についても配慮する。

なお、今後、工業立地の促進を図るに当たっては、技術、情報、人材等ソフトな諸機能の集積が必要であることから、導入すべき製造業と係りの大きい産業支援サービス業についても、周辺における企業の配置状況を勘案し、必要な場合には導入する。

(4) 農村地域への工業等の導入に当たっては、既存企業を含めた地域産業の振興を図る

観点から、既存企業と導入企業との交流を促進するとともに、必要な場合には複数の工業等導入地区にわたる広域的な工業等の配置を図る。

この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上、起業化又は新分野進出への支援、工業等導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等との連携強化を通じた人、もの、技術等の広域的かつ濃密な交流・連携の促進等を図り、地域の特色を生かした工業等の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放等従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

- (5) 農村地域への道路貨物運送業、倉庫業等の導入については、物流コストの低減を図るという観点から、道路等交通網の整備状況や広域的に見た物流需要等の立地条件面の整備に配慮しつつ、物流サービスの高度化を図るとともに、工業等との一体的立地の推進に努め、工業等との連携強化に努める。
- (6) 農村地域への工業等の導入に際しては、労働力需給等地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入された企業等の労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村との連携を密にしてその役割分担と協調により、整合性のとれた労働力需給を図る。

この場合において、高齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、新規学卒者等の地元就職の促進に配慮する。

第2 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標

農村地域への工業等の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入された工業等の特質に応じ農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、県及び市町村は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者層や女性の就業の円滑化、出稼ぎ等の不安定就業者の中高年齢者層の地元における安定就業の促進に努める。

また、今後導入される工業等においては、研究開発型企業等質の高い労働力需要が見込まれることから、新規学卒者等若年労働力の定着を促進するとともに、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮しつつ、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに地方志向の高まりに対応した人材の受け入れ体制の整備に努める。

第3 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

「ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」（平成6年10月25日緊急農業農村対策本部）の方向に即し、農村地域への工業等の導入に充分留意しつつ、意欲的な経営体が本県農業の根幹を担い、兼業農家や高齢農家などがその規模と能力に応じて地域農業の一翼を担うような農業構造の確立に努める。

この場合において工業等の導入による農業構造改善の効果が、十分発現されるよう生産基盤等の整備を計画的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を推進し、活力と潤いのある農村社会の建設を促進する。

さらに、農村地域への工業等の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、工業等の導入により確保された就業機会の質や量等に配慮し、導入された工業等に就業した農業従事者を含めた地域ぐるみの対応の中で、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という）等育成すべき農業経営への農用地の利用集積及び地域農業の組織化、農業従事者の他産業への就業動向に即した農業生産基盤整備の重点的かつ加速的推進等により、国際化に対応し得る生産性の高い農業構造の確立を図る。

また、農業を支援する機能を有する工業等と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業振興を図ることにも配慮する。

第4 農村地域への工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整に関する方針

農村地域への工業等の導入に当たっては、国土利用計画法・都市計画法及び農業振興地域の整備に関する法律等に基づく土地利用計画との十分な調整を行うとともに、合理的な土地利用を図る。

この場合において当該工業等導入予定地における農業投資の状況及び工業等の導入が、周辺農業に与える影響を考慮しつつ、今後とも農業的利用を図ることが適当な農用地の保全に特に配慮する。

このため、実施計画の策定に当たり「農業振興地域の整備に関する法律」第8条に基づく市町村整備計画が定められている市町村の区域内に工業等導入地区を設定しようとするときは、その市町村整備計画の農用地利用計画において農用地区域としている区域には工業等導入地区を設定しないものとし、農用地区域以外の区域で農用地の利用に支障を及ぼさない土地の区域に計画的に誘導するものとする。

ただし、土地の地形及び広がり等から農用地区域以外の区域に工業等導入地区を設定

することが困難であり、かつ、工業等導入地区のための農用地利用計画の変更により変更後の農用地利用計画に支障を及ぼすものでないことが明白であるときは、農用地利用計画の変更により工業等導入地区を設定することもやむを得ないものとする。

また、実施計画を変更する場合において、当該変更が工業等導入地区の縮小又は取消しを伴う場合には、他の土地利用計画に留意しつつ、縮小又は取消しに係る用地の農業的利用の確保に努める。

第5 工場用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備に関する事項

農村地域への工業等の導入を円滑に推進し、導入された工業等への定着を確実なものとするため将来の見通しを的確に把握したうえで、産業基盤及び生活基盤の整備を促進し、ゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町村等の連携により、効率的に整備を進めるよう配慮する。

整備の促進に当たっては次の施策の実施に努める。

1 ハードな産業基盤の整備

工場等の立地に必要な用地、共同流通業務施設、道路、工業用水道、通信運輸施設等のハードな産業基盤の整備を計画的に進める。

整備に当たっては、地域の特色を生かしつつ工業等の導入を促進する観点から、導入すべき工業等の特性及びニーズを十分に把握し、適切な立地条件を有する特色ある工業等導入地区の計画的な設定を行うとともに、工場用地等の取得、造成については、その各段階において周辺地域を含む地域全体の工業等の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況、工業団地の需給状況、周囲の企業の立地状況、地域における物流網の状況など工業等の導入の可能性を十分勘案のうえ実施する。

また、工業用水については、基本的には上水道を利用し、利用可能な地下水がある場合はこれを活用する。

2 ソフトな産業基盤の整備

関係機関、団体等の協力を得て、工業等導入地区周辺を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者や企業集積の促進、企業情報、技術者情報、受発注情報及び技術情報の入手等ソフトな産業基盤の整備に努める。

特に、高度な技術を要する工業等の導入を促進するためには、研究、情報、人材育成機能等ソフトな産業基盤の整備が必要とされていることから、大学、公設の試験研究機関、民間企業等との交流・連携を図る。

3 農村地域における定住条件の整備

工業等の導入により所得と就業の場を図るほか、農村地域における定住条件の整備を広域的な視点も考慮し計画的に進める。

第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給調整

工業等導入地区を設定する地域を含む在宅通勤の可能な広域的地域における供給可能労働力の動向を把握し、関係市町村と連携を密にして地域の労働力需給の調整を図る。

2 職業紹介等の充実

農村地域に導入される工業等に就業を希望する農業従事者等が、その希望及び能力に応じ、円滑に就業できるようにするため、地域の労働市場の動向、導入企業に関する労働条件、職業内容等の雇用情報を収集し企業と農業従事者等への提供に努めるとともに、巡回職業相談の実施、農業者転職相談員の活用及び農業者転職対策会議等効果的な運用により、きめ細かい職業相談・職業指導及び職業紹介の実施を図る。また、導入企業の労働力需要の充足、雇用の安定等に関する事業主の指導相談についても、その体制の整備に努めるとともに労使関係の安定促進についても必要な措置を講ずる。

特に、中高年齢者等の就業を容易にするため、雇用対策法に基づく職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金その他の助成制度等の積極的活用を図るとともに、勤労者福祉の向上を図るため、福祉施設の設置等雇用環境の整備に努める。

また、企業が高付加価値分野や新分野への事業展開を図る場合の支援に努める。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・就職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、新規学卒者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

3 職業能力開発の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、農村地域に導入される工業等への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業能力開発に対する助成制度及び委託訓練等の活用を図りつつ、機動的な職業能力開発と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

第7 農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するため に必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他事業に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発

今後の農業における土地利用の方向、農業生産の発展方向並びに農村の生活環境等を十分に考慮し、水田にあっては、生産性の高い水田農業の確立に向けた汎用化省力化のためのほ場整備を、畑にあっては、効率的な土地利用と生産性向上のための畠地かんがい施設、農道整備を重点として、計画的な農業生産基盤の整備・開発を積極的に推進する。

また、土地基盤整備を実施する際には、ほ場整備と合わせて工場用地等の確保を図るなど、農業生産基盤の整備と工業等の導入促進が相まって計画的に実施されるよう努める。

2 農業経営基盤強化促進対策

工業等の導入を契機に、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現するため、経営感覚に優れ、国際化に対応し得る力強い農業経営の育成を進める。

このため、県及び市町村の各段階に設置されている経営改善支援センターを中心に認定農業者等の育成・確保等に努めるとともに、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人等との連携協力により、農業経営基盤強化促進事業等の活用を図りつつ、認定農業者等を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進する等重点的かつ効果的な実施に努め、関係機関が一体となって農業者の経営意向を踏まえ、農地利用や農作業・作付などの調整と支援活動を行う新しい地域農業の仕組み（地域営農システム）づくりを進める。

3 農業近代化施設等の整備

地域の特性に即した近代的な生産体系を確立し、付加価値の高い農業を実現するため、高性能な農業機械の導入並びに農業近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備等を促進する。

また、効率的かつ安定的な農業経営の育成を進めるため、その基本的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、平坦地での大区画ほ場整備、中山間地での地形条件に合わせたほ場整備等を計画に進める。

第8 農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項

地域の環境特性を踏まえ、農村地域の環境の保全に十分配慮するという基本的立場に立って、実施計画の策定に当たっては必要に応じ環境に与える影響について、調査・予測・評価を行うなど、環境の保全に配慮した計画策定に努める。

この場合において県及び市町村は自然環境を保全し、公害防止のための各般にわたる総合的施策を推進するとともに、具体的な企業の導入に際しても公害の恐れのない業種を選定し、環境基本法、長野県環境基本条例等の環境保全関係諸法令及び環境基本計画、新たに策定した長野県環境基本計画等の環境保全に関する計画に基づき、優れた自然の保全及び森林・農地・水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理など大気環境・水環境・土壤環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるなど農村地域の環境の保全等に十分留意する。

導入された企業に対する公害防止に関する規制等については、必要に応じて環境の監視、環境に与える影響についての調査、検討を行い、公害防止関係施設の整備等に関する適切な助言・指導を行うとともに、公害防止関係法令並びにこれを受けた県及び市町村の条例等の厳正な運用をもって対処し、公害の防止と環境の保全に万全を期する。

また導入された企業から排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める「事業者処理責任の原則」に基づき、各事業者が農村地域の環境を汚染しないよう適切に処理することとし、県及び市町村は、その実行が確保されるよう必要な監視・指導及び助言を行う。

さらに、交通量の増加に伴う周辺道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

第9 その他必要な事項

1 農村地域への工業等の導入の広域的推進

工業等の導入の円滑な推進を図るためにには、近年の工業等の立地の動向、在宅通勤圏の広域化、農村地域における労働力の需給状況等社会情勢や地域の実態の変化に対応し、自然的・経済的・社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の単位で工業等の導入を進めていく必要がある。

特に中山間地域等立地条件に恵まれない地域については、広域的観点からの工業等導入の主旨を最大限に生かし、関係する市町村間において産業基盤・生活基盤等整備の機能分担を図るとともに、一体的な計画策定、企業誘致等への取組を推進することが必要である。

このため、地域の実情に応じ法第5条第1項3号の実施計画（以下「拠点実施計画」

という。) 及び同条第2項の実施計画(以下「広域実施計画」という。)の制度を活用しつつ、次により農村地域への工業等の広域的な導入を推進する。

(1) 広域的推進のための指針の策定等

県は、地域の中心となる都市との連携や環境の保全に留意しつつ自然的・経済的・社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の単位ごとに、労働力需給、交通事情、工業等の立地の状況、農業経営の状況等を把握して、工業等導入の推進に当たっての指針(以下「広域指針」という。)を策定するなどして、関係市町村の協力の下に広域的な視点に立った工業等の導入が図られるよう指導する。

この場合において、県は、既に策定した広域指針について、今後の産業基盤の整備の進展等による立地条件の変化等を勘案して隨時その見直しを行うよう努める。また、広域指針の策定及び見直しに当たっては、県及び市町村の地域振興に関する計画等との調和に配慮する。

また、広域的見地から就業機会を確保しようとする市町村は、相互の協調の下に、広域における工業等の導入の可能性を調査するとともに、県及び関係市町村との連携を密にする。

(2) 拠点実施計画の策定

県は、拠点実施計画を策定する場合、当該実施計画に関わる地区に工業等を導入することにより当該地区を拠点として周辺の農村地域にも工業等の導入が促進されるよう、自然的・経済的な立地条件を勘案して、工業等導入地区の選定を行うとともに、必要な産業基盤の整備を進める等計画的に導入促進を図る。

(3) 実施計画の策定及び見直し

県又は市町村は、広域指針に即して新たな広域実施計画又は実施計画の策定を行う。

県が広域実施計画を策定する場合は、当該対象地域における就業機会の不足の状況及び関係市町村の基本構想等との調和に留意しつつ、工業等導入地区については、これら関係市町村との連携協力の下に、当該地域の特色を十分に踏まえて工業等の導入の可能性を勘案しつつ選定するとともに、必要な産業基盤・生活基盤等の整備については、関係市町村における適正な機能分担の下、現在の整備の状況を踏まえ、導入を予定する工業等の特性及びニーズに応じた立地条件等を考慮して進める等計画的な導入促進に努める。

県又は市町村は、広域指針等に即して既存の広域実施計画又は実施計画の見直しを行う。この結果新たに計画を策定するときは、地域の諸条件を検討のうえ、広域実施計画の制度の活用を図る。

なお、県又は市町村が広域実施計画又は実施計画の見直しに伴って工業等導入地区を取り消す場合は、周辺の土地利用、当該地区の土地の形質に対応して、取消し

後の土地が適切に利用されるよう配慮する。

(4) 県及び関係市町村の連携協力体制の整備

工業等の導入の広域的推進に当たっては、当該地域に含まれる市町村はそれぞれの特性を生かした均衡ある発展が地域全体として図られるよう工業等導入地区の適切な配置、導入すべき工業等の業種及び規模等について配慮する。

また、県は関係市町村の連携協力体制の整備に努め、一体的な企業の誘致等の活動が円滑に行われるよう指導する。

この場合において、県は広域指針等の対象地域内における工業等の導入の状況、労働力需給の見通し、農業構造の改善の状況等について、各種の情報を関係市町村に提供するよう努める。

2 情報の周知と立地後の企業の指導

工業等導入地区に関する情報の周知徹底及び立地後の企業の指導について、工業等導入等制度の法的位置づけの周知及び優良な工業等の導入のあっせんに努める。特に、道路貨物運送業、倉庫業等については、関連業種との一体的な立地の推進にも配慮しつつ、その一層の推進を図る。

また、立地後の企業についてもその定着化を図るため必要な措置を講ずる。

3 助成制度の活用による中小企業の育成

農村地域に導入された工業等の円滑な活動を確保するため、各種制度資金等中小企業に対する立地関係助成制度を活用し、下請関連企業の移転を円滑に進めるほか、必要に応じ、長野県中小企業振興公社の下請事業を活用し、地元中小企業を円滑に育成する。

4 農村地域の活力の維持増進への配慮

農村地域への工業等の導入に際しては、地域社会の活力の維持増進にも配慮して人口流出の抑止、新規学卒者の地元就職及びUターン・Iターン希望者の雇用機会の確保に資するよう、工業等の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による就業紹介等を総合的に進める。

5 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への工業等の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との整合に留意するとともに、地域住民の所得の増大と雇用機会の確保のためその地域の自然的・地理的条件及び労働力の実情に適応した企業に就労できるように配慮する。

6 関係団体等の参画

農村地域への工業等の導入に当たっては、実施計画の策定の段階から農業団体・商工団体等導入される工業等との関わりの深い団体の参画を図り、その円滑な実施が図れるよう努める。また、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮

する。

7 連絡調整体制の確立

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るための市町村、導入企業、農業・商工業・道路貨物運送業・倉庫業団体、試験研究機関及び教育機関等の連絡調整のため協力体制を整備する。

8 農村地域工業導入促進センターの活用

農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、農村地域への工業等の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、広域指針及び実施計画の策定等に関する助言、立地企業の情報交換・交流促進を行う財団法人農村地域工業導入促進センターの活用に努める。

9 その他

(1) 新たな実施計画の策定に当たっては、既存の実施計画の進捗状況に配慮しながら工業等導入の必要性及び可能性を総合的に勘案し工業等の導入がなされるよう良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動の実施等工業等の導入の基本となる諸条件が整う場合行う。

ア 地域住民の意向を十分反映するとともに市町村計画との整合を図ること。

イ 地域全体の開発の可能性及びその動向を十分勘案しつつ、確実に工業等の導入が行われるよう策定の時期・工業等導入地区の規模・産業関連施設の整備等について配慮すること。

ウ 農業基礎条件の整備等に配慮すること。

(2) 既存の実施計画で、未だ工業の導入が十分行われていない工業導入地区については、地域の経済社会等の諸情勢の変化を考慮し、(1)に掲げる事項に留意して当該実施計画を見直しする。

農村地域工業等導入基本計画

参考資料

長野県

別添様式

農村地域工業等導入基本計画参考資料

(1) 農村地域の現状

区分	単位	昭和60年		平成2年		平成7年		2と7の農村地域の増減	出典	
		全地域	うち農地	全地域	うち農地	全地域	うち農地			
総面積	km ²	13,585	12,529	13,585	12,526	13,585	12,202	97.4	国勢調査	
総世帯数	世帯	621,880	395,156	657,286	434,720	713,183	407,916	93.8		
総人口	人	2,136,927	1,405,741	2,156,627	1,406,855	2,193,988	1,313,384	93.4		
人口密度	人/km ²	157	112	159	112	162	108	96.4		
産業別就業人口	総数	人	1,147,695	772,414	1,174,104	779,665	1,216,306	737,354	94.6	
	第1次産業	人	195,256	152,610	166,617	129,972	154,892	113,361	87.2	
	うち農業	人	189,948	148,005	162,507	126,407	151,772	110,780	87.6	
	第2次産業	人	435,248	311,266	447,276	316,630	440,875	286,843	90.6	
	うち製造業	人	327,051	234,328	333,050	236,850	307,285	203,378	85.9	
	第3次産業	人	516,589	308,243	559,293	332,551	617,644	335,786	101.0	
工業統計	事業所数		16,637	12,186	16,619	12,367	15,649	10,694	86.5	
	出荷額等	百万	5,247,794	3,442,223	6,621,608	4,269,397	6,623,407	3,888,926	91.1	
	就業員数	人	294,266	203,425	298,202	207,174	274,652	176,129	85.0	
	敷地面積	m ²	21,908,699	15,493,837	25,223,664	18,389,029	27,820,093	19,141,430	104.1	
耕地面積	総面積	ha	144,600	119,360	137,500	113,730	127,300	102,460	90.1	
	うち水田	ha	73,900	60,900	70,800	58,270	65,400	52,770	90.6	
新規高卒者数	就業者数	人	11,522	7,439	11,846	8,259	7,292	4,286	51.9	
	うち県内	人	9,787	6,138	10,167	6,580	6,453	3,759	57.1	
農家戸数 〔 〕は販売農家数	総数	戸	175,637 [129,660] (185,470)	139,073 [103,774] (146,658)	162,298 [115,637]	128,998 [92,834]	149,078 [103,674]	113,042 [79,720]	87.6 85.9	
	専業農家	戸	22,869 [18,536] (24,094)	18,166 [14,800] (19,141)	[17,972]	[14,488]	[17,145]	[13,141]	90.7	
	1種兼業農家	戸	27,243 [26,514] (27,298)	21,639 [21,129] (21,680)	[18,536]	[15,291]	[19,169]	[14,137]	92.5	
	2種兼業農家	戸	125,525 [84,596] (134,078)	99,268 [67,831] (105,837)	[79,129]	[63,055]	[67,360]	[52,442]	83.2	
農家人口	総数	人	761,864 (798,010)	601,187 (658,698)	696,181	552,125	620,070	467,662	84.7	
	うち60歳以上	人	199,361 (209,477)	157,924 (165,659)	213,502	169,847	216,167	163,778	96.4	
農業従事者	総数	人	499,312 (518,935)	395,849 (410,941)	465,967	370,253	417,847	315,906	85.3	
	内訳	自営農業のみ	人	238,317 (245,657)	185,188 (190,688)	226,182	176,826	202,099	149,441	84.5
		農主他従	人	20,992 (21,168)	17,922 (18,058)	17,194	14,363	15,237	12,322	85.8
		他主雇従	人	240,003 (252,110)	192,739 (202,195)	222,591	179,064	200,511	154,143	86.1
兼業従事者	総数	人	301,690 (319,078)	241,250 (254,668)	276,789	222,742	256,034	195,611	87.8	
	内訳	雇用専業	人	265,379 (279,323)	210,830 (221,805)	247,026	196,977	225,566	171,517	87.1
		恒常的勤務	人	234,869 (247,651)	184,676 (194,429)	222,468	176,076	206,001	155,469	88.3
		出稼	人	899 (922)	824 (844)	744	688	473	428	62.2
		日雇臨時雇	人	29,611 (30,750)	25,330 (26,532)	23,814	20,213	19,092	15,620	77.3
		自営業	人	40,250 (43,878)	33,827 (36,711)	34,288	28,367	33,204	26,428	93.2

(2) 市町村別地域指定等状況（管内全市町村）

長野県

番号	市町村名	農に 村該 地當 域	農 振 地 域	振 興 山 村	過 疎 地 域	令 3 条 一	令 3 条 二 三 四	令 3 条 五	人口増減			7年第2次産業就業者比率			実の 施有 計無 画	分面 譲積 可の 能有 残無
									2年	7年	増減率	第2次産業就業者数	就業者数	⑩/⑪		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑨/⑧	⑩	⑪	⑩/⑪	⑫	⑬		
1	長野市		○	○		○	○		347,026	358,516	103.3	54,933	194,041	28.3		
2	松本市		○				○		200,715	205,524	102.4	31,971	110,862	28.8		
3	上田市		○	○		○	○		119,435	123,284	103.2	26,191	65,554	40.0		
4	岡谷市	○	○			○	○	○	59,849	58,056	97.0	16,539	31,666	52.2		
5	飯田市		○	○		○	○		106,495	106,772	100.3	22,373	59,642	37.5		
6	諏訪市	○	○			○	○	○	52,464	52,104	99.3	11,901	29,095	40.9		
7	須坂市	○	○	○		○	○	○	53,662	53,842	100.3	11,982	29,788	40.2		
8	小諸市	○	○			○	○	○	44,888	45,711	101.8	9,236	24,434	37.8	○	○
9	伊那市	○	○			○	○	○	60,062	62,250	103.6	14,814	35,094	42.2	○	○
10	駒ヶ根市	○	○	○		○	○	○	32,771	33,601	102.5	8,685	18,956	45.8	○	○
11	中野市	○	○			○	○	○	40,996	42,292	103.2	7,238	24,848	29.1	○	○
12	大町市	○	○			○	○	○	31,597	31,020	98.2	6,485	17,438	37.2	○	○
13	飯山市	○	○	○	○	○	○	○	28,114	27,423	97.5	4,320	15,784	27.4	○	○
14	茅野市	○	○			○	○	○	50,064	52,808	105.5	12,417	30,066	41.3	○	
15	塩尻市		○			○	○		57,331	60,481	105.5	13,325	34,422	38.7		
16	更埴市	○	○			○	○	○	36,923	38,294	103.7	8,618	20,930	41.2	○	○
17	佐久市	○	○	○		○	○	○	62,003	64,206	103.6	14,028	34,135	41.1	○	○
18	臼田町	○	○			○	○	○	16,301	16,178	99.2	3,311	8,411	39.4	○	○
19	佐久町	○	○	○		○	○	○	8,996	9,006	100.1	1,866	4,697	39.7		
20	小海町	○	○	○	○	○	○	○	6,630	6,434	97.0	1,074	3,537	30.4		
21	川上村	○	○	○		○	○	○	4,722	4,957	105.0	191	3,099	6.2		
22	南牧村	○	○	○		○	○	○	3,582	3,537	98.7	168	2,159	7.8		
23	南相木村	○	○	○	○	○	○	○	1,368	1,334	97.5	202	793	25.5		
24	北相木村	○	○	○	○	○	○	○	1,194	1,148	96.1	217	571	38.0		
25	八千穂村	○	○	○		○	○	○	4,846	4,734	97.7	1,008	2,655	38.0		
26	軽井沢町	○	○	○		○	○	○	15,464	15,345	99.2	1,526	8,614	17.7		
27	望月町	○	○	○	○	○	○	○	11,108	10,956	98.6	2,233	6,013	37.1	○	
28	御代田町	○	○			○	○	○	11,895	12,573	105.7	3,064	7,171	42.7		
29	立科町	○	○	○		○	○	○	8,680	8,712	100.4	1,735	5,176	33.5		
30	浅科村	○	○			○	○	○	6,213	6,473	104.2	1,465	3,486	42.0	○	
31	北御牧村	○	○			○	○	○	5,384	5,448	101.2	1,210	3,148	38.4	○	○

番号	市町村名	農に 村該 地當 域	農 振 地 域	振 興 山 村	過 疎 地 域	令 3 條 一	令 3 條 二 三 四	令 3 條 五	人 口 増 減			7年第2次産業就業者比率			実の 施有 計無 画	分面 讓可の 能有 残無 ○
									2年	7年	増減率 ⑨/⑧	第2次産業就業者 数 ⑩	就業者数 ⑪	⑩/⑪ ⑫		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬				
32	丸子町	○	○	○		○	○	○	25,752	25,350	98.4	6,059	13,675	44.3	○	○
33	長門町	○	○	○	○	○	○	○	5,231	5,275	100.8	1,080	2,872	37.6	○	
34	東部町	○	○			○	○	○	23,570	24,709	104.8	5,467	13,694	39.9	○	○
35	真田町	○	○	○		○	○	○	10,821	11,339	104.8	2,073	6,106	34.0	○	
36	武石村	○	○	○	○	○	○	○	4,251	4,234	99.6	1,046	2,397	43.6		
37	和田村	○	○	○	○	○	○	○	2,753	2,611	94.8	644	1,457	44.2		
38	青木村	○	○	○		○	○	○	5,004	5,003	100.0	1,281	2,779	46.1	○	
39	下諏訪町	○	○			○	○	○	25,519	24,535	96.1	6,637	13,610	48.8		
40	富士見町	○	○			○	○	○	14,835	15,362	103.6	3,367	8,749	38.5		
41	原村	○	○			○	○	○	6,502	7,005	107.7	1,112	4,217	26.4		
42	高遠町	○	○	○	○	○	○	○	8,074	7,665	94.9	1,708	4,109	41.6		
43	辰野町	○	○	○		○	○	○	23,901	23,193	97.0	6,774	12,752	53.1	○	○
44	箕輪町	○	○	○		○	○	○	22,651	24,048	106.2	7,382	13,636	54.1	○	○
45	飯島町	○	○			○	○	○	10,801	10,989	101.7	3,055	6,376	47.9	○	○
46	南箕輪村	○	○			○	○	○	10,666	12,133	113.8	3,122	6,816	45.8		
47	中川村	○	○	○	○	○	○	○	5,518	5,514	99.9	1,217	3,237	37.6		
48	長谷村	○	○	○	○	○	○	○	2,503	2,314	92.4	468	1,126	41.6		
49	宮田村	○	○			○	○	○	7,894	8,103	102.6	2,469	4,680	52.8		
50	松川町	○	○			○	○	○	13,422	13,617	101.5	2,865	8,100	35.4	○	○
51	高森町	○	○			○	○	○	12,232	12,252	100.2	2,584	7,337	35.2	○	
52	阿南町	○	○	○	○	○	○	○	6,851	6,565	95.8	1,262	3,440	36.7	○	
53	清内路村	○	○	○	○	○	○	○	906	889	98.1	165	436	37.8		
54	阿智村	○	○	○	○	○	○	○	6,133	6,129	99.9	1,333	3,530	37.8		
55	浪合村	○	○	○	○	○	○	○	768	780	101.6	111	434	25.6		
56	平谷村	○	○	○	○	○	○	○	617	660	107.0	86	312	27.6		
57	根羽村	○	○	○	○	○	○	○	1,599	1,522	95.2	311	858	36.2		
58	下条村	○	○			○	○	○	3,859	4,004	103.8	816	2,367	34.5		
59	壳木村	○	○	○	○	○	○	○	743	756	101.7	115	480	24.0		
60	天竜村	○	○	○	○	○	○	○	2,822	2,445	86.6	579	1,264	45.8		
61	泰阜村	○	○	○	○	○	○	○	2,386	2,270	95.1	483	1,332	36.3		
62	喬木村	○	○			○	○	○	7,242	7,111	98.2	1,532	4,032	38.0		
63	豊丘村	○	○	○		○	○	○	7,254	7,169	98.8	1,629	4,218	38.6	○	

番号	市町村名	農に 村に該 地當 域	農 振 地 域	振 興 山 村	過 疎 地 域	令 3 条 一	令 3 条 二 三 四	令 3 条 五	人 口 増 減			7年第2次産業就業者比率		実の 施有 計無 画	分面 讓積 可の 能有 残無 い	
									2年	7年	増減率	第2次産 業就業者 数	就業者数	⑩/⑪	⑫	⑬
64	大鹿村	○	○	○	○	○	○	○	1,802	1,641	91.1	374	996	37.6		
65	上村	○	○	○	○	○	○	○	1,085	881	81.2	199	475	41.9		
66	南信濃村	○	○	○	○	○	○	○	2,822	2,551	90.4	632	1,345	47.0		
67	木曾福島町	○	○	○		○	○	○	9,101	8,565	94.1	1,202	4,651	25.8		
68	上松町	○	○	○	○	○	○	○	6,997	6,641	94.9	1,148	3,286	34.9		
69	南木曾町	○	○	○	○	○	○	○	6,142	6,112	99.5	1,310	3,266	40.1	○	
70	檜川村	○	○	○		○	○	○	4,089	3,755	91.8	1,219	2,179	55.9		
71	木祖村	○	○	○		○	○	○	4,300	3,738	86.9	903	1,964	46.0		
72	日義村	○	○	○		○	○	○	2,570	2,638	102.6	487	1,535	31.7		
73	開田村	○	○	○	○	○	○	○	2,032	1,999	98.4	374	1,169	32.0		
74	三岳村	○	○	○	○	○	○	○	2,086	2,019	96.8	373	1,102	33.8		
75	王滝村	○	○	○	○	○	○	○	1,239	1,232	99.4	115	734	15.7		
76	大桑村	○	○	○		○	○	○	5,160	5,015	97.2	1,226	2,622	46.8		
77	山口村	○	○	○	○	○	○	○	2,162	2,127	98.4	384	1,117	34.4		
78	明科町	○	○			○	○	○	10,008	10,015	100.1	2,515	5,768	43.6		
79	波田町	○	○			○	○	○	12,992	13,740	105.8	2,746	7,712	35.6		
80	四賀村	○	○	○	○	○	○	○	6,556	6,374	97.2	1,293	3,241	39.9		
81	本城村	○	○	○	○	○	○	○	2,606	2,445	93.8	580	1,404	41.3		
82	坂北村	○	○		○	○	○	○	2,603	2,401	92.2	457	1,364	33.5		
83	麻績村	○	○		○	○	○	○	3,622	3,500	96.6	573	2,069	27.7		
84	坂井村	○	○	○	○	○	○	○	1,902	1,724	90.6	332	1,072	31.0		
85	生坂村	○	○	○	○	○	○	○	2,738	2,559	93.5	695	1,382	50.3		
86	山形村	○	○			○	○	○	6,513	7,208	110.7	1,393	4,176	33.4	○	
87	朝日村	○	○	○		○	○	○	4,381	4,459	101.8	843	2,541	33.2	○	
88	豊科町		○				○	○	25,265	26,027	103.0	5,239	14,431	36.3		
89	穗高町	○	○			○	○	○	25,821	28,713	111.2	6,081	15,795	38.5		
90	奈川村	○	○	○	○	○	○	○	1,250	1,243	99.4	298	682	43.7		
91	安曇村	○	○	○		○	○	○	2,594	2,893	111.5	413	1,974	20.9		
92	梓川村	○	○			○	○	○	9,649	9,766	101.2	1,698	5,655	30.0		
93	三郷村	○	○			○	○	○	14,703	15,550	105.8	3,277	9,006	36.4		
94	堀金村	○	○			○	○	○	7,357	7,927	107.7	1,794	4,684	38.3	○	
95	池田町	○	○			○	○	○	10,521	10,712	101.8	2,545	5,874	43.3	○	○
96	松川村	○	○			○	○	○	8,337	9,030	108.3	2,157	5,119	42.1	○	○

番号	市町村名	農に 村に該 当地 域	農 振 地 域	振 興 山 村	過 疎 地 域	令 3 条 一	令 3 条 二 三 四	令 3 条 五	人 口 増 減			7年第2次産業就業者比率			実の 施有 計無 画	分面 讓可の 能有 残無
									2年	7年	増減率	第2次産 業就業者 数	就業者数	⑩/⑪		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
97	八坂村	○	○	○	○	○	○	○	1,363	1,315	96.5	263	673	39.1		
98	美麻村	○	○	○	○	○	○	○	1,340	1,320	98.5	357	769	46.4		
99	白馬村	○	○			○	○	○	8,356	8,906	106.6	997	5,259	19.0		
100	小谷村	○	○	○	○	○	○	○	4,474	4,307	96.3	721	2,565	28.1		
101	上山田町	○	○			○	○	○	7,030	7,001	99.6	1,157	4,080	28.4		
102	大岡村	○	○	○	○	○	○	○	1,753	1,602	91.4	310	1,014	30.6		
103	坂城町	○	○			○	○	○	16,632	16,776	100.9	4,993	9,570	52.2	○	○
104	戸倉町	○	○			○	○	○	18,001	18,244	101.3	4,144	10,126	40.9		
105	小布施町	○	○			○	○	○	11,568	11,436	98.9	2,275	6,655	34.2		
106	高山村	○	○	○		○	○	○	7,342	7,773	105.9	1,851	4,580	40.4		
107	山ノ内町	○	○	○		○	○	○	17,680	16,951	95.9	2,027	10,054	20.2		
108	木島平村	○	○	○	○	○	○	○	5,887	5,850	99.4	886	3,333	26.6		
109	野沢温泉村	○	○	○		○	○	○	4,816	4,828	100.2	586	2,613	22.4		
110	信州新町	○	○		○	○	○	○	7,143	6,596	92.3	1,513	3,871	39.1		
111	豊野町	○	○			○	○	○	9,700	9,819	101.2	1,594	5,582	28.6		
112	信濃町	○	○	○		○	○	○	11,552	11,355	98.3	2,503	6,638	37.7		
113	牟礼村	○	○			○	○	○	6,951	7,526	108.3	1,303	4,396	29.6		
114	三水村	○	○			○	○	○	5,879	5,766	98.1	1,010	3,546	28.5		
115	戸隠村	○	○	○	○	○	○	○	5,608	5,218	93.0	844	3,377	25.0		
116	鬼無里村	○	○	○	○	○	○	○	2,686	2,523	93.9	562	1,606	35.0		
117	小川村	○	○		○	○	○	○	4,133	3,888	94.1	985	2,105	46.8		
118	中条村	○	○		○	○	○	○	3,345	3,085	92.2	619	1,862	33.2		
119	豊田村	○	○			○	○	○	5,472	5,237	95.7	878	3,160	27.8		
120	栄村	○	○	○	○	○	○	○	3,053	2,896	94.9	464	1,769	26.2		

将来の見通し

1 人口の見通し

本県の人口は、平成7年で2,193,988人と、平成2年から年率で0.3%で増加してきた。

これを年齢3区分別で見ると、平均寿命の伸長と出生率の低下を反映して高齢化が一層進み、高齢化率は18.9%、生産年齢人口比率は64.7%、年少人口比率は16.2%となっている。

総世帯数は一人・二人世帯の増加によって人口の伸び率を上回って増加し、713千世帯となり、1世帯当たり人員は3.1人となっている。

人口については、今後も平均寿命の伸長と県外からの転入超過が続き、年率0.3%の増加が見込まれ、平成12年には2,228千人になると見込まれる。

今後も小家族化が進むことが予想され、平成12年には1世帯あたり人員が3.0人程度になり、総世帯数は750千世帯になると見込まれる。

表1 総人口、年齢3区分別人口の見通し

区分	14歳以下	15～64歳	65歳以上	総人口
平成2年	393	1,416	347	2,157
平成7年	355	1,420	415	2,194
平成12年	346	1,410	472	2,228

(出典：長野県中期総合計画)

2 就業人口、就業率

本県の就業率は、平成7年で65.7%と高い水準にあり、高齢者就業率が36.2%、女性就業率53.7%と全国的に極めて高くなっている。

産業別就業構造を見ると、第1次産業が12.7%、第2次産業が36.2%、第3次産業が50.8%となっており、経済の高度化や経済のソフト化、サービス化の進展により、ネットワーク部門、知識サービス部門が伸びていくと見込まれる。

就業人口は、今後高齢者や女性の就業の増加等により、平成12年には1,223千人になるものと見込まれる。

就業率は、15歳以上に占める高齢者の割合増により若干低下するものと見込まれ、平成12年度には65.1%になるものと見込まれる。

産業別構造は、第1次産業については就業人口の減少が見込まれ、平成12年には120千人が見込まれ、第2次産業については、高速交通網整備、テクノハイランド構想の推進に伴い、産業立地等が進展することから就業人口は増加し、平成12年には、442千人が見込まれる。

また、第3次産業は、消費者ニーズの多様化、産業支援サービス業の成長、医療・福祉関連サービスの拡大等から就業人口は増加し、平成12年には652千人が見込まれ、産業全体に占める割合が53.3%と見込まれる。

表2 就業人口の見通し (単位:千人、() 内構成比)

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	就業人口
平成2年	167 (14.2%)	447 (38.1%)	559 (47.6%)	1,174
平成7年	155 (12.8%)	441 (36.3%)	618 (50.8%)	1,216
平成12年	129 (10.5%)	442 (36.2%)	652 (53.3%)	1,223

(出典:長野県中期総合計画)

3 県内総生産

県内総生産は、昭和62年度から平成3年度にかけ、内需の拡大により順調な成長を続けたが、平成4年度からは設備投資調整などにより低迷している。

この結果、平成2年度から平成5年度の実質経済成長率は、年平均0.4%となっている。本県経済は、円高の修正や数次にわたる経済対策、公定歩合の引き下げなどにより、設備投資や個人消費に回復の兆しが見られる。

今後の本県経済は、産業構造の変化に的確に対応するとともに高速交通網の整備やオリンピック、パラリンピック開催の効果を生かすことにより、安定的な成長軌道に乗り、年平均3.1%程度の成長が見込まれている。

産業部門別構成比を見ると、生産額、就業者数とも物材生産部門の構成比が低下傾向にあり、ネットワーク部門、知識・サービス生産部門の構成比が増加する傾向にある。

工業出荷額は、成長が続く情報・通信関連分野への展開は一層の技術の向上に努めることにより、平成12年には実質年平均2.9%増の73,834億円が見込まれる。

商品販売額は、県民所得の伸びの回復による消費の拡大等により実質年平均3.0%の増加が見込まれる。

4 農業の見通し

(1) 農業総合生産額

農業総合生産額は、生産性の向上と園芸を中心とした高付加価値農業の展開を進めることにより、実質年平均0.7%の増加が見込まれ、平成12年には4,143億円が見込まれる。

表3 農業総合生産額の見通し (単位：億円)

区分	平成2年	平成7年	平成12年
農業総合生産額	4,196	3,671	4,143

(出典：長野県中期総合計画、2010年長野県農業長期ビジョン)

(2) 農用地面積

農用地面積は、平成12年度で123,000haと見込み、平成6年度に対し、水田では、かい廃・畠転換で3,400haの減、畠では、かい廃で2,600haの減と見込んでいる。

(3) 農用地の有効利用

地域農業を担う経営体への農用地の利用権の集積、合理的な作付け体系の普及等を進めるとともに、水田の汎用化対策や畠の農道、ほ場整備、遊休荒廃地の活用対策を進める。

表4 農用地等の見通し (単位：ha)

区分	平成6年	平成12年	増減	備考
水田	66,400	63,000	△ 3,400	
畠	普通畠	36,600	△ 1,100	
	樹園地	21,400	△ 1,200	
	牧草地	4,580	△ 280	
	計	62,600	△ 2,600	
耕地面積計	129,100	123,000	△ 6,100	
採草放牧地	4,240	3,900	△ 340	
合計	133,300	126,900	△ 6,400	

(4) 農地流動化

農地の流動化と一体となった土地基盤整備を推進するとともに、地域営農システムの構築と合わせ、農業委員会の農地利用調整活動や農地保有合理化法人の活動を強化し、地域農業を担う経営体への農地の利用集積や集団化を進め、効率的・安定的経営体への流動化を進める。

表5 効率的・安定的経営体への農地流動化目標面積 (単位：ha、%)

区分	平成7年度	平成12年度	増加面積
効率的・安定的経営体の経営面積	25,200	43,300	18,100

(出典：長野県中期総合計画)

(5) 土地基盤整備

平坦水田地帯では、大型農業機械が効率的に利用できるようなほ場整備や再整備による大区画化を進めるとともに、畑作地帯では、ほ場整備や農道・畠地かんがい施設等の整備を総合的に進める。また、中山間地域では、地形条件に合わせた等高線型整備や簡易なほ場整備を進める。

これらのきめ細かな推進により、平成12年度の土地基盤整備率は、水田では75%、畑では31%、合計で53%までの整備を進める。

表6 土地基盤整備の目標

(単位：ha、%)

区分	水田区画整理		畠区画整理		区画整理合計	
	整備済	率	整備済	率	整備済	率
平成6年度	44,635	67	18,743	30	63,378	49
平成12年度	47,200	75	18,500	31	65,700	53

(出典：長野県中期総合計画)

